

馬事普及啓蒙推進事業実施要領

| | |
|------|-------------|
| 制 定 | 平成18年11月17日 |
| 改 正 | 平成20年 9月19日 |
| 改 正 | 平成22年 3月31日 |
| 改 正 | 平成23年 2月10日 |
| 改 正 | 平成23年11月 1日 |
| 最終改正 | 平成24年 4月 1日 |

(目 的)

第1条 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）は、我が国の馬事知識の普及及び馬の利用増進を図るため、地方競馬全国協会（以下「地全協」という。）の補助を受けて取崩し可能な基金を設置し、我が国の畜産の振興に資するものとする。

(事業の内容等)

第2条

(1) 馬事普及啓蒙対策事業

- ア 馬事振興検討会を開催する事業
- イ 馬事の普及啓蒙を行う事業

(2) 馬事普及特別対策事業

畜産関係団体等が、馬に関するイベント等を開催する事業について助成を行う事業

(3) 馬事思想普及機材の貸付事業

馬に親しみ、興味及び関心を一般の人に持たせるため普及啓蒙用機材（馬車、馬具類等）をホースイベント等に貸し出して広く馬事思想の普及向上を図る事業

(4) 馬事普及関係資料収集分析機器設置事業

馬事普及関係資料を収集し、分析加工して普及啓蒙資料として活用し、馬事思想の普及向上を図るとともに、公益社団法人日本馬事協会の種馬登録規程事務細則に基づく輓系馬（以下「農用馬」という。）その他在来馬等の登録に利活用するため、コンピュータシステムを設置・運用する事業

(5) 優良農用馬生産振興対策事業

農用馬の主要な生産地域の生産集団が行う生産技術調査・研究開発活動等に対する支援及びそれらの評価を行う事業

(6) 農用馬生産振興等緊急特別対策事業

家畜伝染病及び法定外伝染病（馬パラチフス等）に関する防疫・蔓延防止対策等農用馬生産振興に関して緊急に対応を行うための事業

(7) 農用馬生産者が馬事知識普及啓発を行う事業

全道規模で実施される馬の共進会に対して支援を行う事業

(8) 優良農用馬生産者表彰事業

ばんえい競馬の基幹競走の出走馬を生産した生産者等に対する表彰事業

(9) 農用馬生産振興推進事業

農用馬生産振興推進会議を開催する事業

(10) その他協会会長が特に必要と認めた事業

(事業の実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、平成18年度から平成26年度までの9年間以内とする。

(補助事業の事業全体計画の作成)

第4条 協会は、補助事業について事業全体計画の承認を受けようとする場合には、地全協理事長へ事業全体計画承認申請書を提出するものとする。

(基金の造成及び管理運用等)

第5条 協会は、地全協から馬事普及啓蒙推進事業に係る補助金をもって馬事普及啓蒙推進事業基金(以下「基金」という。)を造成し、その運用益は、基金に繰り入れるものとする。

2 協会は、基金を他の勘定と区分して経理するものとする。

3 協会は、安全かつ効率的な方法によって基金を運用するものとする。

4 協会は、第3条の事業期間内において、次に掲げる場合を除いては基金を取り崩してはならないものとする。

(1) 第2条各号の事業を各年度の事業実施計画の範囲内で実施する場合に要する経費及び地全協理事長の承認を受けて経費に充てる場合

(2) 基金閉鎖時に地全協理事長が特に認めた経費に充てる場合

5 協会は、事業実施期間終了後、基金に残額が生じた場合又は事業実施期間中であっても基金に残額が生じることが見込まれるため地全協理事長から返還の指示があった場合には、基金の残額又は返還の指示があった額を地全協に返還するものとする。

(事業実施計画の作成)

第6条 協会は、第2条各号の事業を実施するに当たり、年度ごとに事業実施計画を作成し、事業実施計画承認申請書を提出し、地全協理事長の承認を受けるものとする。

2 協会は、前項の承認があった後において、次に掲げる計画変更をしようとする場合には、あらかじめ事業実施計画変更承認申請書を提出し、地全協理事長の承認を受けるものとする。

(1) 第2条各号の事業の中止又は廃止

(2) 第2条各号の事業ごとの事業費の30パーセントを超える増減

(3) 地全協理事長が承認した当該年度の事業実施計画の事業費の超過

(管理運用状況等の報告)

第7条 協会は、毎事業年度、基金の管理運用状況及び事業実績を取りまとめ、当該事業年度の翌事業年度の5月31日までに、基金管理運用状況等報告書(以下「報告書」という。)を地全協理事長に提出するものとする。

(事業の委託)

第8条 協会は、地全協理事長の承認を得て、第2条の事業の一部を助成又は委託することができるものとする。

(消費税の取扱い)

第9条 協会は、事業全体計画書承認申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（当該補助金に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、その金額を当該補助金交付申請額から減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

2 協会は、前項のただし書きにより申請した場合において、報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでないときは、その金額を当該報告の額から減額して報告するものとする。

3 協会は、第1項ただし書きにより申請した場合において、報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税仕入控除税額（前項の規定により報告した場合においては、当該消費税仕入控除税額から前項の規定による報告を行う際に減額した消費税仕入控除税額を減じた額）をすみやかに地全協理事長に報告するとともに、地全協理事長の命じるところによりその相当額を地全協に返還し、又は基金に返戻するものとする。

(財産の処分)

第10条 協会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、地全協理事長の承認を得ないで補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付又は担保として提供（以下「処分」という。）をしてはならないものとする。

2 協会は前項に定める承認を得た取得財産の処分により収入を得た場合、その収入の全部から協会が当該処分に要した経費を控除した残額を基金に繰入れるものとする。

(帳簿等の整備保管等)

第11条 協会は、基金に係る経理の内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、基金を閉鎖した事業年度の翌事業年度から起算して5年間とする。

(その他)

第12条 協会は、事業の実施に当たり、農林水産省が行う馬事・畜産に関連する諸施策との連携とその活用に配慮するものとする。

2 協会は、この要領に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則

本要領の制定に従い、従前の「馬事普及啓蒙推進事業実施規程」（平成3年4月1日決裁）は廃止する。

附 則

この要領は、地全協会長の承認のあった日（平成18年11月17日）から施行し、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、地全協会長の承認のあった日（平成20年9月19日）から施行し、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、地全協会長の承認のあった日（平成22年3月31日）から施行し、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、地全協会長の承認のあった日（平成23年2月10日）から施行し、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要領は、地全協理事長の承認のあった日（平成24年3月30日）から施行し、平成24年4月1日から実施する。